講習科目の範囲及び時間

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

講習科目	範囲	講習時間
木造建築物の構	軸組み、小屋組み、床組み、枠組壁等の主要構造部分の	7 時間
造部材の組立て、	工法	
屋根下地の取付	屋根及び外壁下地の工法 継手及び仕口の工法 建て	
け等に関する知	方作業の方法及び順序 軸組み等の補強方法	
識		
工事用設備、機	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気	3 時間
械、器具、作業環	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のため	
境等に関する知	の措置 服装及び保護具	
識		
作業者に対する	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害	1時間30分
教育等に関する	発生時における措置	
知識		
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛	1時間30分
	生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)、労働安全衛生	
	規則及びクレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34	
	号) 中の関係条項	